

神體とし、社殿ありしと聞ゆ。金澤なる龍宮石を掘り穿ち見けるも、同時世などの事ならんか。雲根志に、下總國葛飾郡石立村南藏院の如中に願掛石といふあり。其大さ南北三尺、東西一尺五・六寸、高さ地より二尺餘出でたり。此石に物を供して祭り、諸願を祈るにしろしあり。傳へ云ふ。此石金輪際より出でたりと。さいつ頃深さを試みんとて掘りかゝりしに、たちまち震動雷電して前後を知らず。其後掘る事をとどめ、立石を立願石或は願掛石などいへり。とあり。今按するに、石川郡石立村の龍宮石も、そのかみ石神となして、神祠を建て祭りけるも、彼の下總國葛飾郡立石村の神石とひとしく聞ゆ。されば此の法船寺町廣見臨なる龍宮石も、同じく神石にて、往昔は神祠などを置きて祀りたりし石神ならんか。今傳説絶えて詳かならず。

○富本町

此の町名は従前より呼び來るといへども、十二冊定書に載せたる肝煎裁許附、并に國專昌披問答等に載せたる金澤市中町名附には記載せず。又此の町名の由來もいまだ詳かならず。もとは法船寺町の小名ならんか。

○犀川馬場跡

此の馬場、古名は法船寺馬場と稱す。法船寺の尻地なるゆゑなるべし。舊藩中は犀川馬場・淺野川馬場とて、兩馬場共に藩士の調練場なりしなり。三州志來因概覽附録に、犀川馬場、いにしへより法船寺馬場と呼べり。此の馬場の由來起本も知れず。是も國初よりあるか。延百七十間表五間半一條なり。土居高き事九尺也。とあり。平次按するに、延寶の金澤圖には、長六十八間幅七間三尺とあり。此の馬場は淺野川の馬場と違ひ、一條の馬場なりしかど、土居の上に巨大の老松連植して、松風調馬の馬足と共に聞え、木蔭の風致を存すといへども、明治廢藩の後、悉く伐採して、土居も毀ち、地所も悉く拂下げと成りて、今は邸地と變じ、馬場の遺狀絶えたりけり。

○犀川馬場片原町

元祿九年地子町肝煎裁許附に、犀川馬場片原町と載せたり。後には此の町名絶えたれど、昔は馬場の片側なる町家をば呼びたるなるべし。

○西馬場町

調馬場の近邊は、都て惣名を馬場と呼びたりしかど、明治廢藩の後、調馬場をば悉く廢し、地所拂下げに相成り、土居を毀ち、悉く町地となし、家屋を建築し、町名を西馬場町となしたり。淺野川馬場跡を東馬場町と呼べる故なり。

○犀川河原

馬場の尻地、犀川の河縁の通りをば惣名河原と呼べり。金澤俳優傳記に、賣婦といふは、犀川筋河原といふ所、又さゝか町、淺野川にては母衣町と申す處に藝者あり。中にも玉川の松吉・矢はぎやの吉松あり若の松など、皆々大にはやり候也。とあり。右河原といへる地は、唱歌にも、ばん場通れば二階からまねくとうたひ、調馬場の土居の傍なる小家共のことにて、今に至り藝妓共の居住所となれり。

○犀川下川除

三壺記に、寛永七年六月前田肥後喧嘩の事を記載せし條に、法船寺町は其時分川除にて、其外には家もなく河原なりけりといひ、又同八年四月火災の後、法船寺は犀川の下河原をば寺地に賜ふともありて、寛永の頃まで、法船寺町の通り筋は河原なりしを、法船寺移轉の後、河原に築き出

し、更に川除の堤防出來す。之を下川除と呼べり。享保十二年に筆記せし咄隨筆に、東美源内吉田の火矢射に、或夜四・五人連にて犀川河原へ出でけるに、むら／＼と蝶の如く成るもの、いくらか飛行す。追懸け飛上り、弓にてたゞき落しけるに、寛永通寶の錢なりとの奇事を載せたり。右河原とあるも、下川除の地邊なりし河原通りをいへるならんか。

○犀川下川除町

改作所舊記に載せたる寛文十年九月里子請人證文の奥書に、右里子長助請人平澤村九右衛門・傳馬町後川除之上太郎右衛門兩人共云々。とありて、此の時代はいまだ川除町の名なかりしと聞ゆ。元祿九年地子町肝煎裁許附には、犀川川除町と見え、昔は川上より川下まで、都て川除町と稱せしを、寛政七年二月大橋邊より寶久寺邊までを、犀川下川除町と唱へ分けたるよし、金澤町會所留記に載せたり。此の時より上川除町・中川除町・下川除町と稱する事と成りけるなり。

○犀川神社